

口腔教室事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

本実施要領は、令和7年度川口市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防普及啓発事業（口腔教室事業業務委託）を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本事業は、通所型による口腔機能の向上を中心としながら、併せて栄養改善等を含めた総合的なプログラムを提供することにより、対象者自身が日常生活上の支障等を自覚し、日常生活機能を維持・改善するために必要なプログラムの必要性を理解した上で、対象者自身による維持・改善方法の習得と、日常生活への定着を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 口腔教室事業業務委託（介護予防普及啓発事業）
- (2) 履行場所 川口市の指定する場所
- (3) 事業実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「口腔教室事業業務委託仕様書」のとおり

3 契約方法

市内を下記の4つのブロック（口腔の1～4）にわけ、ブロックごとに委託する。

契約は1会場1教室ごとの単価契約とし、支払いは4期に分けて行うものとする。

事業者の選定は、見積金額及びプレゼンテーションによる事業実施内容、安全管理体制等の評価を実施することによって決定するプロポーザル方式とする。（公募型プロポーザル方式）

応募はそれぞれのブロックについて行うことができる。プロポーザルの結果、順位の高い事業者から優先的にブロックを決定する。

ブロック	対象地区 (担当地域包括支援センター)	実施教室数 (年間)
口腔の1	南平地区（南平・南平みなみ） 鳩ヶ谷地区（鳩ヶ谷東部・鳩ヶ谷西部）	4 教室
口腔の2	中央地区（中央） 横曽根地区（横曽根・西） 青木地区（青木・上青木・前川）	7 教室
口腔の3	神根地区（神根・神根東） 芝地区（芝・芝伊刈・芝西）	5 教室
口腔の4	新郷地区（新郷・新郷東） 安行地区（安行） 戸塚地区（戸塚、戸塚西）	6 教室

4 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

1会場1教室（6回）あたり 金425,000円

※参加者から保険代800円を徴収するため、見積額は保険代を除いた額を提示すること。なお、加入する保険の1人分の保険料が800円と異なる場合は、その金額を調整した上で見積書を提出すること。

※事業が中止となった場合であっても必要となる経費がある場合は、その見積額も提示すること。

※契約締結時には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

5 スケジュール（予定）

	項目	日程	備考
1	公募開始	令和7年1月20日（月）	関係書類は市ホームページからダウンロード
2	質問書の受付	令和7年1月20日（月） ～1月27日（月）17時	電子メールで受付
3	質問への回答	質問受付後、随時 （最終：令和7年1月29日（水））	市ホームページに掲載
4	応募書類提出締切日	令和7年2月3日（月） 17時まで（必着）	持参又は郵送
5	審査（プレゼンテーション）	令和7年2月10日（月） ～2月19日（水）のいずれか	時間・場所の詳細は、応募書類提出後、別途連絡。
6	結果通知	審査後1週間程度	審査結果通知書を送付 市ホームページに掲載

6 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- （1） 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施の能力があり、申込日において、介護予防事業に関し実績を有する者であること。また、事業内容等の調整が必要な場合に、即対応できる体制がとれる者であること。
- （2） 令和5・6年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載されていること。または、令和7・8年度における同名簿の登録手続きを行っていること。（同名簿に登録されていない者が優先交渉権者となった場合は、随意契約の交渉の際に別途の調査を行う。）
- （3） 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- （4） 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- （5） 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- （6） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（7） 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（8） 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 事前説明会

本募集にあたり、事前の説明会は実施しない。

8 応募方法

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

（1） 応募書類の配布

ア 配布期間 令和 7 年 1 月 2 0 日（月）～ 2 月 3 日（月）

イ 配布方法 市ホームページに掲載

（2） 応募書類の提出

ア 受付期間 令和 7 年 1 月 2 0 日（月） 9 時から令和 7 年 2 月 3 日（月） 1 7 時まで
（時間厳守、郵送の場合必着）期間外の提出は受け付けない

イ 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、平日の 9 時から 1 7 時までとし、事前に連絡すること。
- ・郵送の場合は、令和 7 年 2 月 3 日（月） 必着とする。

＜提出・郵送場所＞

〒 3 3 2 - 8 6 0 1

埼玉県川口市青木 2 - 1 - 1 川口市役所第一本庁舎 2 階長寿支援課地域ケア係

ウ 応募書類

No.	提出書類	部数
1	プロポーザル参加申込書	正本 1 部 ※押印不要
2	見積書 ※消費税を除いた金額	
3	介護予防事業に関する実績	正本 1 部、副本 8 部 （正本は原本、副本は写し）
4	安全管理マニュアル及び個人情報保護対策	
5	保険に関する書類	
6	詳細な事業内容及びそれぞれの回の従事予定者	
7	使用する予定の帳票類	
8	従事予定者一覧（氏名、保有資格）	
9	従事予定者の資格証の写し及びその経歴書	正本 1 部
1 0	法人の規模（資本金、従業員数、営業年数等）、概要がわかる資料	
1 1	財務状況がわかる資料（最新のもの）	

※提出書類作成上の留意点

- ・ 1～2については市の書式、3～11については任意の書式で作成すること。
- ・ 5については加入予定の保険について補償額や内容が分かる書類とし、保険加入後は別途加入したことが分かるものを提出すること。
- ・ 提出書類について

【正本】（1部）は、1～11の書類を綴る。表紙及び背表紙に団体名を表示する。

【副本】（8部）は、3～8の書類を綴る。（ただし、副本は書中の団体名を伏せ、表紙及び背表紙に団体名の表示は不要とする）

全てA4版で作成し、縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付後、**赤色のフ
ラットファイル**に綴る。

（3）感染症の対策に係る留意事項

感染症の感染状況により、会場での事業実施が困難な場合に、オンラインや電話、DVD等の活用により対象者の自宅で実施できる代替案があれば、併せて提案すること。

9 質問及び回答

- （1） 質問方法
 - ・ 別紙質問書を用いて、下記メールアドレスへ送付のこと。
 - ・ メール送信後に、確認するため電話により連絡すること。
 - ・ 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- （2） 質問書送付先 メールアドレス：087.04020@city.kawaguchi.saitama.jp
- （3） 質問受付期間 令和7年1月20日（月）9時から1月27日（月）17時
- （4） 回答期限 質問受付後、随時（最終：令和7年1月29日（水）17時まで）
- （5） 回答方法 川口市ホームページに掲載
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/040/7/7950.html>

10 審査（プレゼンテーション）の実施

- （1） 実施日 令和7年2月10日（月）から2月19日（水）のいずれか（詳細は別途通知）
- （2） 場所 川口市役所第1本庁舎
- （3） 日時の通知 令和7年2月4日（火）（予定）
- （4） 持ち時間 説明20分、質疑応答10分の計30分程度とする。
- （5） その他
 - ・ プレゼンテーションに関する詳細は応募書類を受付後メールにて連絡する。
 - ・ プレゼンテーションに参加しない事業者は失格とする。
 - ・ プレゼンテーション開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。
 - ・ パソコンを使用する場合は応募時に申し出ること。

11 選定基準

別紙選定基準のとおり

1 2 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等の選定により行う。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点が同点の場合は、見積書に記載の金額の低い者を、契約の相手方の候補者とする。

1 3 選定結果の通知・公表

審査委員会による審査結果は、すべての応募者に対して書面で通知する。

また、優先交渉権者以外の応募者の名称を伏せた形で、得点と共に市ホームページに掲載する。

(ただし、選定の経緯や内容については公表しない。)

なお、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

1 4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

1 5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとする。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 各教室会場の見学を希望する場合は必ず事前に長寿支援課まで連絡をし、許可を取ること。
- (3) 応募状況についての問い合わせには応じない。
- (4) 応募を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、その後の再応募は認めない。
- (5) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の応募書類における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (6) 本事業は、川口市議会において令和7年度予算が成立することを前提に実施するものであり、予算不成立となった場合には契約の締結を行わないものとする。

17 問合せ先

川口市福祉部 長寿支援課 地域ケア係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話（直通） 048-271-9745

FAX 048-259-7668

メールアドレス 087.04020@city.kawaguchi.saitama.jp